

◆重要◆ 新型コロナウイルス感染症「まん延防止等重点措置区域」  
の指定に伴う北方町の方針について

【北方町新型コロナウイルス感染症対策本部】

本部長 戸部 哲哉

北方町役場 電話 058-323-1111

◇町の対応方針

新型コロナウイルス感染症について岐阜県が「まん延防止等重点措置区域」に指定され、北方町は「重点措置を講じるべき区域」とされました。感染拡大防止の観点から北方町においては次のとおり対応方針を決定しました。

○「基本的な感染防止対策」（マスク着用、手指衛生、三密回避、体調の管理）  
の継続徹底

○外出移動の自粛

- ・ 不要不急の外出・移動の自粛
- ・ 愛知県をはじめ、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域との往来自粛

○感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用自粛

○大人数・長時間の飲酒の自粛

○河川敷等でのバーベキューの自粛

○町有施設については、引き続き5月12日（水）から5月31日（月）までの間、午後8時で閉館します

〔 働く婦人の家、勤労青少年ホーム、コミュニティセンター、ホリモク生涯学習センターきらり  
アルテックアリーナ、各小中学校体育館・グラウンド、各公園グラウンド 〕